

コンプライアンス推進室設置計画（概要）

1 コンプライアンス推進室の設置の趣旨

教職員のコンプライアンス意識の浸透や不正行為の未然防止を図るとともに、各学校・部課におけるコンプライアンス推進の取組みを支援するために、法人にコンプライアンス推進室を設置する。

また、法人内各学校（部課）にコンプライアンス推進担当者を配置し、各学校・部課単位でコンプライアンスを推進する体制を敷く。

2 コンプライアンス推進室の業務内容

- （1）コンプライアンスの推進に向けた諸施策の立案に関すること。
- （2）コンプライアンスの推進状況の把握及び報告に関すること。
- （3）コンプライアンスに関する制度の適切性及び体制の有効性の検証に関すること。
- （4）コンプライアンス違反に係る調査に関すること。
- （5）コンプライアンスに関する研修等の企画及び実施に関すること。
- （6）コンプライアンス推進担当者（仮称）との連携に関すること。
- （7）コンプライアンス推進委員会の事務に関すること。
- （8）公益通報制度の通報窓口及び対応業務に関すること。
- （9）その他必要な事項。

3 コンプライアンス推進室の人員体制

専任職員（事務長を含む）及び特定業務職員

4 開設日

2017年11月 1日

以上